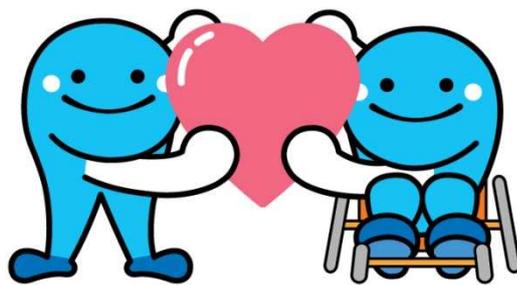


高知県の
特別支援教育に関する
施策の一覧
(令和7年度版)

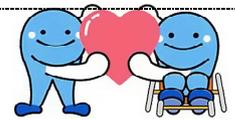
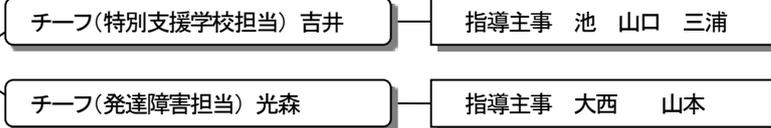
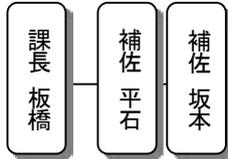


共生社会政策シンボルマーク(内閣府)



高知県教育委員会
特別支援教育課

令和7年度 特別支援教育課 事務分担表



【☎】 088-821-4741
【FAX】 088-821-4547

分 担 事 務		担 当 者		
教 育 課 程	特 特別支援学校	三浦		
	特 教育課程の報告(学則第9条第2項)、教育課程実施状況調査	三浦		
	発 特別支援学級	(主)大西 (副)山本		
就 学 相 談 及 び 就 学 先 の 決 定	特 特別支援学校への転編入学事務(病弱 通級による指導含む)	(主)三浦 (副)池		
	特 県障害者教育支援委員会・取り扱い要項	(主)池 (副)三浦		
	特・発 就学等事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会 市町村就学等事務担当者連絡会	【発達】(主)山本 (副)大西 【学校】(主)池 (副)三浦		
	発 特別支援学級、入級等事務	(主)山本 (副)大西		
	発 通級による指導	【小中】大西 【高】山本		
	発 教育相談員派遣事業	山本		
	各 種 事 業	特 インクルーシブ教育の 推進	学校運営モデルの検討	山口 吉井
		交流及び共同学習(居住地校交流実践充実事業)	山口	
		イノベーションプロジェクト・情報共有会	池	
特 特別支援学校の専門 性・教育内容充実事業		ICT学校支援、環境整備 等	池(GIGAスクールサポーター)中山	
		教務主任会、研究主任連絡会(校内研究の充実)	山口	
		教育課程研究集会	(主)三浦 (副)山口 学校担当	
		自立活動充実事業	三浦	
		免許状保有率向上に向けた取組の推進	三浦	
特 地域と協働したキャリア 教育推進事業 (キャリア・プロジェクト)		余暇活動の充実	池	
		技能検定	(主)池 (副)山口	
		進路指導主事会・キャリア教育戦略会議・サポート隊こうち	池	
		キャリアプロジェクト	池	
		実習生受け入れ	池	
特 医療的ケア児に対する 支援の充実		支援体制整備・医療的ケア研修	山口 吉井 坂本	
		巡回看護師との連携	山口 吉井	
		通学支援	山口 吉井	
		特・発 教育支援体制整備事業〔補助金〕(切れ目ない支援体制整備充実事業)	(主)三浦 (副)大西	
		発 通常の学級における合理的配慮実践充実事業	【小中】大西 【高】山本	
		発 外部専門家を活用した支援体制充実事業	【保幼・小中】大西 【県立】山本	
		発 特別支援学級等サポート事業 (自閉症・情緒障害特別支援学級研究協議会、知的障害特別支援学級研究協議会)	(主)大西 (副)山本	
	発 高等学校における特別支援教育推進のための事業	山本		
	発 通級による指導担当教員連絡協議会・通級による指導担当教員等専門性充実事業	【小中】大西 【高】山本		
県外研修等の派遣	特 ステップ21(派遣事業・特総研等)	山口		
諸 会 議 等	発 企画運営調整会議、地域連絡会議	(主)大西 (副)山本		
	発 特別支援連携協議会	(主)山本 (副)大西		
	特 学校運営協議会(コミュニテスクール)	山口		
調 査 ・ 統 計	発 特別支援教育支援員(国)	大西		
	発 高知県の特別支援教育資料(県)	(主)大西 (副)山本		
	発 高知県特別支援教育に関する取組状況調査(県)	山本		
	特・発 医療的ケア(国)、通級(国)、教育課程(国)	【特支】山口 【発達】大西 山本		
教 科 書	特・発 教科書採択事務(附則第9条教科用図書)	【特支】三浦 【発達】山本		
総 務 務	議会関係	平石	共催及び後援事業承認事務	山本
	教育振興基本計画	坂本	ホームページ・Youtube	吉井・光森
	予算・企画調整	坂本	特 児童生徒表彰・花の種	山口
	特 繰り替え授業・さんSUN・広報	三浦	特 訪問教育	山口
	特 卒業生メッセージ作成	三浦	特 子ども読書活動・読書・バリアフリー計画	三浦
	特 校務支援システム・指導要録	山口	特 自活訓練室	池
障 害 種 別 等 の 担 当 (学校担当)	視覚障害(盲)	池	聴覚障害(高知ろう)	池
	知的障害(山田、田野、日高、みかづき、しんほんまち、中村)	三浦 山口	肢体不自由(高知若草、子鹿、土佐希)	山口
			病弱(高知江の口、医学部附属、国立)	山本

注) 特 :特別支援学校担当 発 :発達障害担当

目次

令和7年度 特別支援教育課 事務分担表

I 高知県における特別支援教育の推進体制

～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

	ページ
インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	1
特別支援教育の対象の概念図（高知県）	2

II 令和7年度の特別支援教育の施策等

特別支援教育に関する各種事業等	3
令和7年度 特別支援教育課の主な事業	4
インクルーシブ教育の推進	5
特別支援学校の専門性・教育内容充実（キャリア教育・就労支援を含む）	6
地域と協働したキャリア教育推進事業	7
医療的ケア児の学校における支援体制充実事業	8
通常の学級における合理的配慮実践充実事業	9
通級による指導担当教員等専門性充実事業	10
特別支援学級等サポート事業	11
高等学校における特別支援教育推進のための事業	12
就学前・小・中学校等及び高等学校への支援事業等について	13
外部専門家を活用した支援体制充実事業について	15

III 資料編

令和7年度高知県における特別支援教育の推進体制（小・中・義務教育学校）	16
特別支援教育に関する小・中学校等への支援体制	17
県立特別支援学校の障害種別を超えた地域支援の体制について	18
個別の教育支援計画、個別の指導計画、引き継ぎシートの推進について	19
教育における「つながるノート」の普及に向けた取組	20
認定講習の受講に関するQ&A	21
県立特別支援学校の設置状況	22
県内特別支援学校一覧（令和7年度）	23

I 高知県における特別支援教育の推進体制

～ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 ～

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

◆インクルーシブ教育システムとは、「共生社会」を目指すため、障害者とその能力を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加することができるよう、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。

◆子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)において、それぞれの環境整備の充実を図りつつ、交流及び共同学習を推進する。

◆それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか最も本質的な視点に立つ。

【国の動き】

- ・平成18年12月 「障害者の権利に関する条約」国連総会で採択署名 (H19.9) 発効 (H20.5)
- ・平成26年 1月 障害者権利条約批准
- ・平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の制定
- ・平成28年 4月 障害者差別解消法の施行

【教育の動き】

- ・平成24年 7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(中教審初中分科会報告)
- ・平成25年 9月 就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正
- ・平成25年10月 早期から一貫した支援に係る文科省初等中等教育局長通知
- ・平成28年11月 学校教育法施行規則・告示改正(高等学校における通級による指導の制度化)

【特別支援学校】

- ◆居住地にある学校等において、障害のない子どもと同じ場で学習する機会の保障
- ◆特別支援学校のセンター的機能により、保幼・小・中・高等学校の障害のある幼児児童生徒の指導及び支援について支援

【特別支援学級】(小・中・義務教育学校)

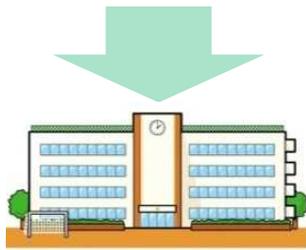
- ◆学級担任の専門性の向上
- ◆障害に応じた特別の指導(自立活動)の充実
- ◆個別の教育支援計画の活用による切れ目のない支援の実現

【通級による指導】(小・中・義務教育・高等学校)

- ◆担当教員の専門性の向上
- ◆障害に応じた特別の指導(自立活動)の充実
- ◆個別の教育支援計画の活用による切れ目のない支援の実現

【通常の学級】(小・中・義務教育・高等学校)

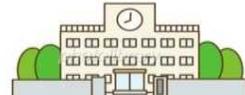
- ◆すべての子どもが「分かる」「できる」ユニバーサルデザインによる授業実践の推進
- ◆ICTを含む合理的配慮の提供、教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫
- ◆特別支援教育に関する校内支援体制の充実
- ◆個別の教育支援計画、引き継ぎシート等の活用による切れ目のない支援の実現



小・中・義務教育・高等学校

【合理的配慮】

- ◆障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ◆障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ◆学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。
- ◆合意形成が重要



特別支援学校



特別支援学級



通級による指導



通常の学級

共に学ぶ機会の追求

基礎的環境整備・合理的配慮

特別支援教育の対象の概念図（高知県）

〔義務教育段階〕（R6. 5. 1）

義務教育段階の全児童生徒数 46,157人

特別支援学校

公立15校、国立1校、私立1校

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.85%

(392人)

小学校・中学校・義務教育学校

公立小学校 176校、公立中学校89校、義務教育学校 4校
私立小学校 2校、私立中学校 7校、国立小学校1校、国立中学校1校

※休校除く

特別支援学級

弱視
難聴
知的障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害
自閉症・情緒障害

5.18%

(2,392人)

通常の学級

通級による指導

言語障害
学習障害（LD）※2
注意欠陥多動性障害（ADHD）※3
病弱・身体虚弱 ※4

※1

0.72%

(333人)

6.75%

(3,117人)

公立小・中・義務教育学校における個別の指導計画の作成を必要とする児童生徒 ※5

〔令和6年度高知県特別支援教育に関する取組状況調査より〕

「個別の指導計画の作成を必要」とは、医師の診断の有無にかかわらず、学校が児童生徒に対して特別な支援や配慮を必要とする
認識し、指導・支援方針等の情報共有や個のニーズに応じた指導・支援を行う必要のこと。

6.28%

(2,600人)

- ※1 通級による指導実施校（公立小学校24校、公立中学校9校 国立1校、県立特支1校）が対象
- ※2 LD (Learning Disabilities)
- ※3 ADHD (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)
- ※4 病弱特別支援学校への他校通級

Ⅱ 令和7年度特別支援教育の施策等

特別支援教育に関する各種事業等（特別支援教育課）

令和7年4月1日

	事業名等	事業内容
インクルーシブ教育の推進	【概要】一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの学びの場であっても障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに学ぶ環境を整えとともに、交流及び共同学習の充実を図りながら、インクルーシブ教育を推進する。	
	インクルーシブ教育の推進のための環境整備推進事業	インクルーシブ教育の推進のため、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの学びの場であっても障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ環境を整えるための取組を推進する。その一つとして、よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等を研究する。
	特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業	特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進する。同じ地域の仲間の一員として、共生社会の実現に向けた取組の実践をつなげていく。また、リーフレットを活用してインクルーシブ教育の重要性について共有し、副次的な籍（副籍）に関わる仕組みの定着を推進するとともに、充実した実践により、継続率の向上を図る。
特別支援学校における専門性・教育内容充実	【概要】県立特別支援学校において、各教科の土台となる自立活動の指導についての研究や、ICT活用による学びの充実、地域と協働したキャリア教育の推進など、障害種別に応じた特色ある取組を行うことで、特別支援学校における専門性の向上や教育内容の充実を図る。	
	特別支援学校の教育内容充実事業	特別支援学校において、各教科等の学習の土台となる自立活動の指導を中心に、長年特別支援学校が培ってきた専門性をさらに高めるとともに、個別最適な学びのための ICT 機器の日常的な活用を促進し、個々の障害に応じた指導・支援の充実を図る。
	特別支援学校の専門性向上事業	特別支援学校教員の幅広い専門性を高めるため、特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させる。また、教育相談を含めた特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士等の外部専門家を配置、派遣する。
	特別支援学校における地域と協働したキャリア教育推進事業	地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒の主体的な活用を支援し、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。
保幼・小・中・高等学校における特別支援教育の推進 体制の強化	【概要】保幼・小・中・高等学校において、ユニバーサルデザインに基づく保育や授業づくりの取組を促進するため、「ユニバーサルチェック」自己診断入力シート活用の推奨、通級による指導担当教員や特別支援学級担任の専門性向上のための研究協議会などを行う。また、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図りながら、特別支援教育を推進するとともに、園、学校における支援体制を強化する。	
	小中学校等における多様な学びの場の連続性を実現する特別支援教育の推進	小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場において、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、校内支援体制の充実を図る。また、通級による指導における指導・支援の充実を目指し、実施校等の担当者間のネットワークの構築を図るとともに、専門家チーム員等の派遣による助言により、担当教員等の専門性の向上を図る。
	校種間の確実な引き継ぎの実施	障害のある幼児児童生徒など一人一人の教育的ニーズを踏まえ、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を実現するため、個別的教育支援計画や引き継ぎシート等の作成及び活用を促進する。
	特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化	特別支援学校のセンター的機能及び教育事務所の支援により、小中学校等の特別支援学級へのサポートを充実するとともに、研究協議会等において、特別支援学級を担当する教員の専門性向上及び指導力の強化を図る。
	高等学校における特別支援教育の推進	高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を身につけることができるよう、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援及び校内支援体制の充実、通級による指導の場の拡大を図る。
対する支援の充実 医療的ケア児に	【概要】医療的ケア児が安全な環境で安心して教育・保育を受けることができるよう、支援体制を強化することや、看護職員等の専門性を高めるための取組を行い、医療的ケア児に対する支援を充実させる。	
	医療的ケア児に対する支援の充実	医療的ケア児の支援及び教育の充実に向け、安心・安全な環境整備や、看護職員の専門性向上のための研修の実施や、指導的立場の看護師による巡回支援の実施により、小学校等を含めた学校へのサポート体制の構築を図る。

ポイント

- a. インクルーシブ教育の推進
- b. 特別支援学校における専門性・教育内容充実（キャリア教育・就労支援を含む）
- c. 保幼・小・中・高等学校における特別支援教育の推進、体制の強化
- d. 医療的ケア児に対する支援の充実

現状と課題

- 特別支援学校においては・・・
 - ・ 障害の重度・重複化により、特別支援学校に在籍する児童生徒の教育的ニーズの多様化への対応が必要
 - ・ 地域と協働した早期からのキャリア教育と、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育の推進が必要
 - ・ 医療的ケア児への教育的ニーズに応じるための支援体制の充実が必要
- 小・中・高等学校においては・・・
 - ・ 発達障害等特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態の多様化に対し、多様な学びの場の連続性を実現するための支援体制の充実が必要
 - ・ 障害のある児童生徒への合理的配慮の充実と切れ目ない引継ぎが必要



インクルーシブ教育の推進

- **インクルーシブ教育の推進のための環境整備推進事業**
 - ・ インクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等の研究

- **特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業**
 - ・ 特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進

特別支援学校における専門性・教育内容充実

- **特別支援学校の教育内容充実事業**
 - ・ 教育課程研究集会を実施、各教科等の学習の土台となる自立活動の指導の充実
 - ・ ICT機器の日常的な活用促進及び、個々の障害に応じた指導・支援の充実
- **特別支援学校の専門性向上事業**
 - ・ 免許法認定講習の受講促進による特別支援学校教諭免許状の保有率向上
 - ・ 外部専門家（理学療法士や言語聴覚士等）の配置・派遣によるセンター的機能の強化
- **地域と協働したキャリア教育推進事業**
 - ・ 就労支援や進路指導の充実、児童生徒の社会的自立・職業的自立の実現
 - ・ 卒業後の余暇活動につながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動の充実



医療的ケア児に対する支援の充実

- **医療的ケア児に対する支援の充実**
 - ・ 学校における医療的ケア児への支援体制の構築
 - ・ 看護職員の専門性向上のための研修や巡回看護師の配置等
 - ・ 医療的ケア児の通学に係る保護者支援の実施
- NEW** 災害時対応の確認、体制整備



保幼・小・中・高等学校における特別支援教育の推進、体制の強化

- **小中学校等における多様な学びの場の連続性を実現する特別支援教育の推進**
 - ・ 合理的配慮の事例収集
 - ・ ユニバーサルデザインの視点に基づく学級経営・授業づくりの推進
 - ・ 通級による指導担当教員等の専門性の向上



- **校種間の確実な引き継ぎの実施**
 - ・ 個別的教育支援計画・引継ぎシート等の作成・活用の促進
- **小・中学校の特別支援学級における教育の質を高める取組強化**
 - ・ 特別支援学校や教育事務所の特別支援教育地域コーディネーター等の訪問支援による特別支援学級へのサポート、研究協議会

- **高等学校における特別支援教育の推進**
 - ・ 特別支援教育学校コーディネーターの専門性向上
 - ・ 校内支援体制整備や通級による指導の場の拡大



インクルーシブ教育の推進

特別支援教育課

R7当初:766千円(一)766千円

現状と課題

- 共生社会の形成に向けて、基盤となる障害に対する正しい理解と、障害のある児童生徒の社会参加に向けた地域の取組が推進される必要がある。
- 居住地校交流は、副次的な籍を置き、小学部1年生は原則全員実施したことにより実施者数は増加しているが、学年があがるにつれて、継続した交流の実施が難しくなるケースがある。
- 学校間交流は、地域の特色や障害の状態に応じて実施されているが、その内容については、行事的なものに留まっているケースもある。

目指す方向性

- 障害のある子どもと、障害のない子どもが可能な限りともに学ぶ環境の整備が進み、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれる。
- 地域の実情や個々の児童生徒の実態に応じた、居住地校交流の内容や方法の充実を図り、継続率を向上させる。
- 現在実施されている、交流及び共同学習の進め方を分析し、より発展的な交流及び共同学習のあり方について研究が進む。
- 学校の教育活動全体で児童生徒同士の相互理解を深める。

期待される効果

○障害に対する地域の理解が進み、共生社会の形成に向けた効果が期待される。

目標

- 各関係機関に、居住地校交流についての理解を促し、小学部1年の実施率90%以上、継続率90%以上を目指す。
- インクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等の研究を進める。



取組内容

インクルーシブ教育の推進のための環境整備推進事業

一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの学びの場であっても障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ環境を整えるための取組を推進する。そのひとつとして、よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等の研究をすすめる。

高知県の現状

・各特別支援学校が、地域の特色や障害の状態に応じて、地域の小中高等学校と交流及び共同学習を実施している。

今年度の取組および方向性

高知県の実情に応じた、よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等の研究(R7)①他県の先行事例の研究、②モデル校の選定

学校運営モデル…障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が**交流及び共同学習を発展的に進め**、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程等の実現を目指すもの。連携の一例として、一体型、併設型、隣接型がある。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進

【職場では】
障害のある人が障害のない人とともに、生き生きと働いている。

【地域では】
地域の催しに、障害のある人が地域の一員として参加している。

【学校では】
障害のある子どもと障害のない子どもが共に同じ場で学んでいる。

【公共交通では】
障害のある人や高齢者が席を譲りあいながら、安全にバスや電車等に乗車している。

【家庭では】
近所の人々と日常的な交流があり、災害時や困ったときなどに助け合っている。

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする。(小・中・高等学校学習指導要領)

特別支援学校児童生徒の居住地校交流実践充実事業

特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進する。同じ地域の仲間の一員として、共生社会の実現に向けた取組の実践をつなげていく。

居住地校交流…居住地域から離れて特別支援学校で学習する子どもが将来、居住地域に帰って生活することを想定して行われる交流及び共同学習の一形態。
副籍制度…特別支援学校の子どもが、在籍する学校以外に副次的な籍を置き、必要な学習を受けることを可能にする制度。

実際の交流内容(実践事例をホームページで公開)

- ◆通常の授業で共に学ぶ…実施の多い授業:音楽、図工、家庭、体育、生活等
- ◆学校行事等に参加し共に活動する…運動会、学習発表会、音楽祭、遠足等
- ◆間接的な交流…手紙やビデオレター、作品交換等
- ◆ICT機器等を活用した交流…Web会議システムを活用し、双方向での交流実施

実施人数・実施率

年度	R2	R3	R4	R5
実施人数	126名	140名	145名	143名
小学部1年	63.2%	62.5%	76.9%	52.9%
実施率(全体)	41.6%	47.9%	49.7%	49.1%
継続率			82.1%	75.2%

目標値(R9)

小学部1年
実施率
90%
継続率
90%

現状と課題

○令和6年度から県立知的障害特別支援学校6校合同で自立活動の指導について、教育課程研究集会を中心に年間を通して学び合い、知的障害における自立活動の指導の基本を確認できた。
 ○日常的に児童生徒がICTを活用する学びの充実が一定進んでいる。障害特性に応じた活用について、組織的な取組の実施が必要である。
 ○先端技術を活用した特別支援教育について、先進事例を学び取り入れていく必要がある。

目指す方向性

○学習指導要領に示された各教科の指導の充実を図るとともに、その土台となる自立活動の指導についての研究を進める。
 ○各特別支援学校の障害種別に応じた特色ある取組を推進することで、学校の専門性、教育内容の充実を図る。
 ○地域と協働し、特別支援学校の児童生徒一人一人が自分らしい充実した生活を送るための、キャリア教育を推進する。

期待される効果

○各教科の土台となる自立活動の指導が充実し、障害種別に応じた特別支援学校の専門性が向上する。
 ○地域と協働した取組が進み、特別支援学校の卒業生の主体的な職業自立、社会的自立につながる。

事業目標

○教育課程研究集会(知的障害部会)を合同で実施し、自立活動の指導の充実を図る。(R6～8年度)
 ○個々の障害の特性に応じたICT活用の充実を図る。
 ○新規採用・交流人事3年未満を除く全ての特別支援学校教員が5領域の免許状を保有⇒80%(R10. 3月末)

令和7年度の取組

県立特別支援学校の専門性・教育内容を充実させるために、「教育内容の充実」「専門性の向上」「地域と協働したキャリア教育」を3つを柱に重点的に取組を進める。

●学校経営力アップ事業

・各県立特別支援学校が、その障害種別に応じた特色ある取組を実施することで、学校の専門性・教育内容を充実を図る。

NEW 次世代の特別支援教育を見据えた先端技術の利活用
 ・生成AIを利活用した特別支援教育の先進事例を学ぶ。

【特別支援学校の教育内容充実事業】

●特別支援学校教育課程研究集会

特別支援学校において、各教科等の学習の土台となる自立活動の指導を中心に、長年特別支援学校が培ってきた専門性をさらに高める。

●ICTを活用した教育の実践力向上事業

ICT機器の日常的な活用を促進し、個々の障害に応じた指導・支援の充実を図る。

教育内容の充実

学校の経営力アップ

専門性の向上

地域と協働したキャリア教育

【特別支援学校の専門性向上事業】

●特別支援学校教諭免許状保有率向上の取組

特別支援学校の幅広い専門性の向上に向けて、特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させる。

●外部専門家派遣事業

教育相談を含めた特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図る。

【地域と協働したキャリア教育推進事業】

●特別支援学校キャリア・プロジェクト

福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。

●文化・芸術・スポーツ活動の推進

卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。

地域と協働したキャリア教育推進事業

特別支援教育課

R7当初:11,713千円(一)11,677千円(諸)36千円

事業概要

地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。

現状・課題

○進路指導担当や就職アドバイザーを中心に、就労支援、進路指導が充実してきており、県立知的障害特別支援学校の就職率は全国平均を上回る状況にある一方、働く意欲が持てず離職するケースがある。(離職理由:ジョブミスマッチ13件、人間関係12件(R2調査))
○障害のある児童生徒は活動に制限があり、余暇活動等への参加に消極的な場合が多い。在学中に様々な体験活動を積み重ね、卒業後の余暇活動の充実を図る必要がある。

期待される効果

働くことと余暇活動が充実することにより、卒業後の人生が豊かになり、主体的な職業的自立、社会的自立につながる。

事業目標

特別支援学校の卒業生が自分らしく充実した生活を送れている。

- 県立知的特別支援学校就職率(A型を含めた一般就労)39%以上
- 卒業後1年後の定着率80%以上
- 職業教育・就労支援の協力企業及び関係機関の拡大
- 特別支援学校における文化・芸術・スポーツ等の体験的な活動の充実

令和7年度の取組

特別支援学校キャリア・プロジェクト

福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。



文化・芸術・スポーツ活動の推進

卒業後の余暇活動につながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。

地域と連携した就労支援・進路指導の充実

地域の専門家を活用した進路指導の充実

(企業・支援機関等の人材派遣、進路研修会、進路相談会)

地域と連携した就労支援の強化

(移行支援会議・職場定着支援)

就職アドバイザーの活用

(職場開拓・職業マッチング)

キャリア教育戦略会議

(企業等の学校見学、情報交換、助言等により、職業教育の充実を図る)

特別支援学校就職サポート隊こうち

(職場見学・職場体験・学校の授業・校内作業への助言・技能検定の見学等)

高知県特別支援学校技能検定【高知大会 8月・幡多大会7月開催予定】

(生徒の力を社会にアピール!意欲や主体性の育成!)



現場実習



進路先の見学



地域の資源を活用した体験学習

文化・芸術・スポーツ(鑑賞・体験) (本物に触れ、体験を通して学ぶ)

令和7年度実施予定(例)

車いすSUP体験

・マリンスポーツ普及団体の方を講師に招き、特別支援学校のプールにSUPを浮かべ、車椅子に乗車したままSUP体験を実施



陶芸体験

・陶芸家(内原野焼き)の方を講師に招き、陶芸の技術指導や陶芸教室を実施



- 地域社会の理解
- 就労に関する意識や技能の向上
- 社会の役に立つ・やりがいを感じる

主体的な
自立と社会参加の実現!!

- 地域資源の活用
- 生活の質の向上
- 日々の生活の楽しみ・生きがいを感じる



医療的ケア児の学校における支援体制充実事業

特別支援教育課

R7当初:6,794千円(一)3,915千円(国)2,879千円

事業概要

医療の進歩に伴い医療的ケア児が全国的に増加（推計で全国に約2万人）するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。このため、小学校等を含めた学校における医療的ケア児に対する支援の充実を図る。

現状・課題

- ・ 県立特別支援学校において、様々な医療的ケアに対応するための看護職員の専門性向上が求められており、年1回の集合研修だけでなく**看護職員の働き方にあわせた柔軟な研修機会の拡充が必要**である。
- ・ 市町村では、医療的ケア児の受入れ体制のノウハウが蓄積されておらず、医療的ケア児の受入れ体制の整備等に**県の支援（巡回看護師の派遣等）が必要**である。
- ・ 南海トラフ地震に備え、複数の非常用電源確保や電源喪失時の対応確認など、**医療的ケアに係る災害時対応の確認と体制整備を加速させる必要がある**。
- ・ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援が求められており、**通学の送迎に係る保護者負担の軽減等を図る必要がある**。

期待される効果

- ・ 医療的ケア看護職員の研修の実施により、看護の質の担保及び専門性の向上により医療的ケア児の教育の充実が図られる。
- ・ 小学校等における医療的ケア児の円滑な受入が進む。
- ・ 医療的ケア児の送迎に係る保護者の負担が軽減される。

学校における医療的ケア児童生徒数（R6.5.1）

県立特別支援学校		公立小中学校等	
通学	28	小学校	7
施設	14	中学校	1
訪問	3	高等学校	0
合計	45	合計	8
看護師数	20 実数35人	看護師数	7

事業目標

- 医療的ケア看護職員に対する総括的な研修の実施及びサポート体制の構築
- 市町村及び小学校等に対する相談体制等の構築、小学校等への受入支援
- 医療的ケア児の学校生活全般に関する総括的な協議「医療的ケア運営協議会」の実施
- 医療的ケア児の通学に係る保護者支援の実施

R7 実施内容

看護職員等の専門性向上

拡

医療的ケア研修の拡充

- ・ 看護職員へ看護技術を学ぶ**eラーニングシステムによるオンデマンド研修**を導入。
- ・ 医療的ケア児を担当する**教員向けオンデマンド研修**を実施。



市町村の体制整備の充実

巡回看護師派遣事業

- ・ **県の指導主事と巡回看護師の派遣（遠隔相談含む）**による助言。
- ・ 専門性が高い相談には**県の学校看護職員体制整備アドバイザーを派遣**。



NEW 災害時対応の確認体制整備

- ・ 医療的ケア児が在籍する県立特別支援学校に、移動可能な**ポータブル電源**や**足踏み式吸引器**等を配置。
- ・ 電源喪失時の対応確認等、**マニュアルの見直し**。



医療的ケア児の通学に係る保護者支援事業

スクールバスに乗車できない医療的ケア児に対して、**週1回**の通学支援を実施。（看護師の乗車費用については、国の事業「切れ目ない支援体制整備事業」を活用（1/3補助））

スクールバス	保護者送迎	通学支援	その他	合計
8	2	3	2	15

スクールバス運行している3校における医療的ケア児通学生の通学状況（R6.10.1）



県立学校における医療的ケア運営協議会

各関係機関（医療、福祉、行政など）による**総括的な協議の場**。

ワーキンググループ

保護者、医師、県立特別支援学校を含めた**課題解決に向けた協議の場**。

ヒヤリハット事例集の作成・公開

NEW



医療的ケア児の教育の充実・保護者負担の軽減

通常の学級における合理的配慮実践充実事業

《特別支援教育課》
R7当初：927千円（－） 927千円

通常の学級・特別支援学校の学級、特別支援学級を除く学級

事業概要

インクルーシブ教育システムを推進するため、通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うとともに、学校長のリーダーシップのもと、特別支援教育学校コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導担当教員等を中心として、通常の学級担任等を支える校内支援体制の充実を図る。

期待される効果

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学びながら、それぞれの子供が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしている。

現状・課題

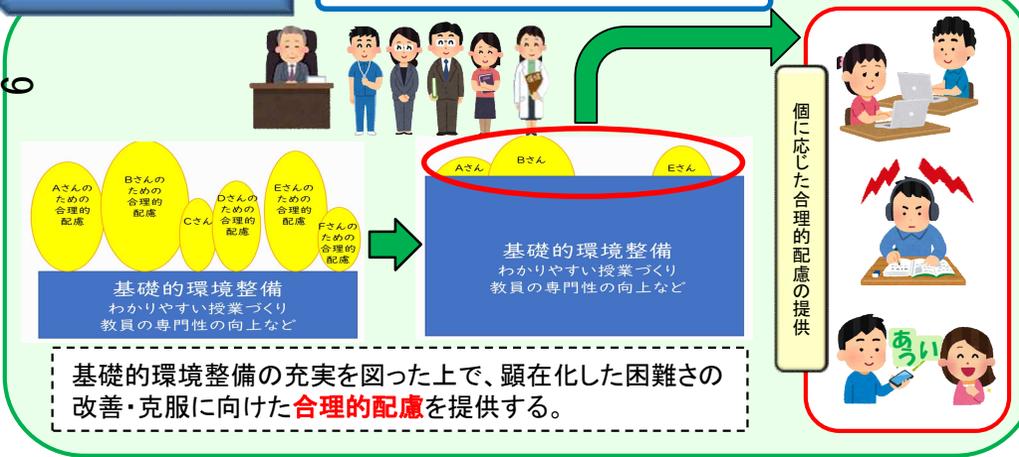
- 通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提とした授業づくりが必要であるが、全ての子どもが分かる授業づくりや一人一人の困難さに対する配慮等に課題がある。
- 学校全体として、通常の学級担任等を支えながら、児童生徒の困難さの背景を捉えたり、個に応じた合理的配慮を検討したりする体制を整える必要がある。

事業目標

- 小中高等学校等の通常の学級において提供された合理的配慮の事例を集積し、高知家まなびばこ「教職員ポータルサイト」の高知版「合理的配慮」実践事例データベースに掲載し、横展開を図る。
 - 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への合理的配慮に対する意識を高め、通常の学級担任等が適切な指導支援ができるようになるとともに、校内支援体制の充実を図る。
- ※数値目標 指定校において「教職員が子どもの困難さに応じて合理的配慮を行っている」と肯定的に回答した割合【小・中学校】85%以上【高等学校】75%以上（アンケート調査）

実施内容

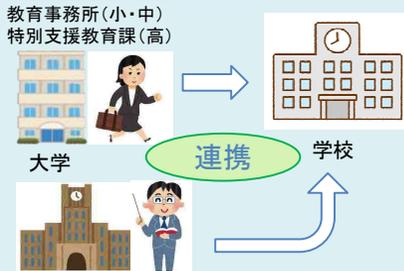
連携、協働による校内支援体制の充実



令和7年度	令和8年度予定	令和9年度以降予定
指定	指定	募集
東部 小or中学校1校 中部 小学校1校 中学校1校 (土長南国吾川・高岡)	東部 小or中学校1校 中部 小学校1校 中学校1校 (土長南国吾川・高岡)	・公立小中学校・高等学校より事例を公募 ・データベースの活用・普及
西部 小or中学校1校 NEW 高等学校 2校	西部 小or中学校1校 高等学校 2校	令和9年度以降実践
令和7年度実践	令和8年度実践	

※通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の「合理的配慮」実践事例について、個人情報に配慮したうえでデータとして集積

高知家まなびばこ教職員用ポータルサイトに掲載



- 【学校訪問による支援】
- ・高知大学教員の助言(年間3回程度)
 - ・特別支援教育地域コーディネーターの助言(小・中)
 - ・特別支援教育課指導主事等の助言(高)
- 【教材教具の提供】
- ・支援に関する教材の提供
 - ・特別支援教育に関する書籍の提供
- 【先進校の視察】
- ・視察研修の実施

関連

- 特異な才能のある児童生徒に対する指導支援に関する研修(オンデマンド研修動画)
- 外部専門家を活用した支援体制充実事業
- 通級による指導担当教員連絡協議会

連携

小中学校課・高等学校課
個別最適な学びと協働的な学びの一体化
人権教育・児童生徒課
校内外のリソースを活用した校内支援体制の充実

通級による指導担当教員等専門性充実事業

《特別支援教育課》
R7当初：631千円（－） 631千円

事業概要

通級による指導における指導・支援の充実を目指し、実施校等の担当者間のネットワークの構築を図るとともに、専門家チーム員等の派遣による助言により、担当教員等の専門性の向上を図る。

通級による指導とは：通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のこと。障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するもの。

期待される効果

- ・通級による指導担当教員の専門性の向上により、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が実現される。
- ・児童生徒は、個々の障害特性に応じた学び方や生活の仕方学ぶことで、通常の学級での学習に取り組みやすくなる。

現状・課題

- 通常の学級で、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、8.8%（小中学校）、2.2%（高等学校）あり、全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性がある。（文科調査：R4）
- 通級による指導へのニーズが高まっていることより、小・中学校における通級による指導児童生徒数の増加が見込まれる。（LD・ADHD R5:206名⇒R6:281名）
- 特別支援教育の経験のない担当者や地域の実情により巡回指導方式の担当者の増加が想定される。
- 担当教員の特別支援教育に関する指導力及び校内における通級による指導の理解が必要

事業目標

- 通級による指導担当教員をサポートする体制づくりや校内における通級による指導の理解推進を図る。
- 通級による指導担当者間のネットワークを構築する。
- 通級による指導担当教員連絡協議会の参加者が、「今後の実践につながる内容だった」と肯定的な回答を示す割合80%以上

通級による指導を受けている児童生徒（小・中学校）の増加の状況（H25⇒R5）



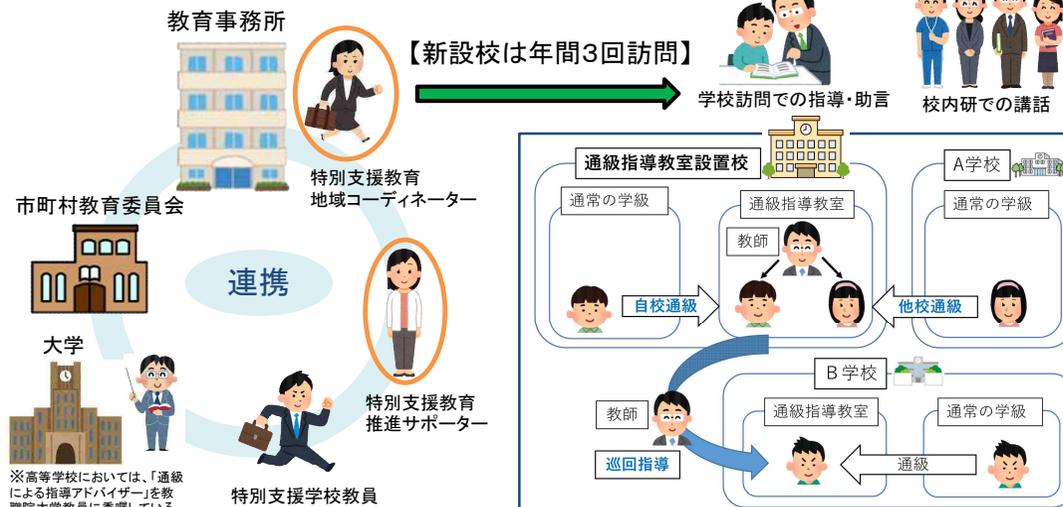
【LD・ADHDの増加率（H26⇒R6）】



実施内容

(1) 通級による指導担当教員等の専門性の向上

- NEW** ○特別支援教育地域コーディネーター・外部専門家の学校訪問支援
- ・通級による指導担当教員の指導力向上
 - ・校内における通級による指導の理解推進



【通級指導教室設置市町村】



(2) 通級担当者間のネットワーク構築

- 通級による指導担当教員連絡協議会
- ・実践発表、実践交流
 - ・ネットワーク構築の好事例の共有

・高知家まなびこ「教職員ポータルサイト」の研修動画の活用

・通常の学級における合理的配慮実践充実事業との連携

・専門性向上を目的とした研修内容及び訪問支援を教育センターと連携

特別支援学級等サポート事業

《特別支援教育課》
R7当初： 656千円（一） 656千円

事業概要

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築や障害のある児童生徒の自立と社会参加に向け、県立特別支援学校又は教育事務所が小・中・義務教育学校、高等学校と連携し、障害のある児童生徒に対する指導内容や指導方法の工夫改善を図る。

特別支援学級において、児童生徒の実態や障害の状態等に応じた教育課程が編成され、適切に実施されるよう研究協議会を実施し、特別支援学級における教育の質の向上を図る。

期待される効果

特別支援学級担任等の専門性の向上により、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が実現され、特別支援学級における指導が充実することで児童生徒の学びの質が高まる。

現状・課題

- 特別支援学級担任は年度変わりに入れ替わりが多く、講師や特別支援教育に関する経験の浅い教師が担当になる場合もあるため、専門性の向上及び担保が難しい。また、自立活動の意義や指導の基本についても学ぶ機会が必要である。
- 各障害種においても障害の特性理解や対応等について学ぶ機会が必要である。

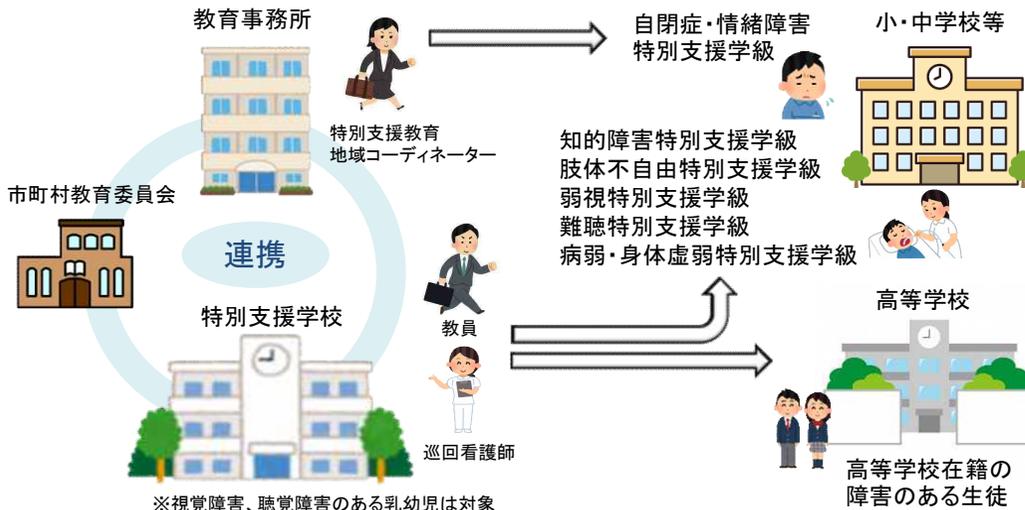
事業目標

- 障害のある児童生徒に対して個々の教育的ニーズに応じた適切な指導及び指導内容の工夫改善により、特別支援学級の授業改善が推進する。
 - 児童生徒の実態に応じた「特別の教育課程」が適切に実施されるよう、特別支援学級における教育内容が充実する。
- ※数値目標 研究協議会の参加者が「指導に関する疑問や課題解決につながる内容だった」と強い肯定を示す割合
自閉症・情緒障害特別支援学級 80% 知的障害特別支援学級 70%

実施内容

(1) 特別支援学級等サポート事業・自閉症・情緒障害サポート事業の充実

- ・特別支援学校、特別支援教育地域コーディネーターが支援する
- ・医療的ケアが必要な児童生徒のケースに対応して、看護師を同行できる
- ・個別の教育的ニーズに応じた医療、福祉等外部専門家を活用できる



(2) 研究協議会の充実

- ・自閉症・情緒障害特別支援学級研究協議会【悉皆】
(目的) 自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の充実
 - ・課題別によるオンライン開催(1回以上参加)
 - ・実践発表、講話、グループ協議
 - ・知的障害特別支援学級研究協議会【悉皆】
(目的) 知的障害特別支援学級の教育課程の充実
 - ・オンライン開催(1回)
 - ・実践発表、講話、グループ協議
- ※新任特別支援学級担任研修受講者は希望参加とする

・高知家まなびばこ「教職員ポータルサイト」の研修動画の活用

・各障害種別の特別支援学校教育課程研究集会への参加促進

・専門性向上を目的とした研修内容を教育センターと連携

・特別支援学校教員免許状の取得の促進

・知的障害特別支援学級と特別支援学校の人事交流

高等学校における特別支援教育推進のための事業

《特別支援教育課 高等学校課》
R7当初：679千円（一）679千円

事業概要

高等学校における校内支援体制の充実に向けて、特別支援教育学校コーディネーターの専門性の向上を図るとともに、高等学校課と連携し、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進する。また、通級による指導において、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実と通級による指導を受けることができる場の拡大を図る。

期待される効果

高等学校において、校内支援体制が整備され、通級による指導の取組が周知されるとともに発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導が充実する。

現状・課題

- 特別な教育的支援を必要とする生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実及び校内支援体制整備が必要である。
- 通級による指導実施校の担当教員の専門性及び実践力の向上が必要である。

事業目標

- 特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援についての取組を組織的に推進し、校内支援体制が整備されている。
 - 通級による指導において生徒の卒業後の社会参加に向けた取組が充実する。
- ※数値目標 ①学校経営計画に特別支援教育に関する具体的な取組を位置づけて実施している学校の割合 90%以上
②個別の教育支援計画の作成が必要な生徒のうち、作成している生徒の割合 70%以上

実施内容

特別支援教育に関する校内支援体制の充実

高等学校における拠点校サポート訪問



公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会の実施

「外部専門家を活用した支援体制充実事業」の活用

NEW 「通常の学級における合理的配慮実践充実事業」(R7～)の実施

- 特別支援教育学校コーディネーターの専門性の向上
- 通級による指導についての周知と理解促進
- ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの推進
- 個々への合理的配慮の提供の充実
- 個別の教育支援計画等の作成・活用の促進

各校及び生徒のニーズを把握

通級による指導を受けることができる学校の拡大

- ・通級による指導実施校からニーズのある学校へ赴く巡回指導の実施
- ・自校通級方式実施校の新設
- ・他校通級の検討及び実施

活用

通級による指導の充実

【通級による指導実施校】
高知北高校 城山高校
中芸高校 大方高校

通級による指導担当教員
連絡協議会の開催



- ・授業実践等の報告・共有
- ・通級による指導実施校のネットワーク構築

通級による指導アドバイザー
相談室の開設



Google Classroom
の活用

- ・通級による指導アドバイザーによる指導の課題解決に向けた助言

専門性の向上

通級による指導担当教員等
専門性充実事業の活用

- ・学校訪問による指導・助言
- ・通級による指導対象生徒の検討 等



- ・「高等学校における通級による指導ガイドブック・実践事例集」
- ・保護者向け通級による指導リーフレット
- ・「高等学校における通級による指導スタートアップガイド」

すべての高等学校においてユニバーサルデザインに基づく授業づくりの充実 / すべての発達障害等のある生徒への指導支援の充実

<高等学校課の学校支援教育DX推進担当との連携> <専門性のある教員の育成:高知大学教職大学院との連携(長期研究生の派遣)等>

就学前・小・中学校等及び高等学校への支援事業等について

1 外部専門家を活用した支援体制充実事業

令和7年4月1日／特別支援教育課

趣旨	対象	事業実施時期等 ^{※1}		申込先		提出書類
<p>○保育所、幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の組織的な支援体制構築を推進する。</p> <p>○通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、外部専門家の知見に基づく助言を学校等に提供することで、幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援の充実を図る。</p>	保育所、幼稚園、認定子ども園、	I 期		室戸市、安芸市、安芸郡	山田特別支援学校田野分校	【巡回相談員の派遣】 ①申込書 ②個別の指導計画 ③チェックリスト
		実施時期	6月上旬～7月中旬			
		申込締切	5月上旬			
		II 期		香南市、香美市、長岡郡、土佐郡、南国市、吾川郡、土佐市、須崎市、高岡郡(四万十町以外)、高知市	高知若草特別支援学校	
		実施時期	9月上旬～12月中旬			
		申込締切	7月末			
		III 期		四万十町、四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡	中村特別支援学校	
		実施時期	1月上旬～3月中旬			
		申込締切	11月末			
	小学校、中学校	I 期		各教育事務所	【I 巡回相談員の派遣】 ①申込書 ②個別の指導計画 ③チェックリスト	
		実施時期	6月上旬～7月中旬			
		申込締切	5月上旬			
		II 期				
		実施時期	9月上旬～12月中旬			
		申込締切	7月末			
III 期						
実施時期		1月上旬～3月中旬				
申込締切		11月末				
高等学校 私立・国立学校	実施時期	5月中旬～2月下旬	特別支援教育課	【巡回相談員の派遣】 ①申込書 ②個別の指導計画 ③チェックリスト		
	申込	随時受付				
※1 実施期間外及び申込締切後に事業の実施を要する状況が生じた場合は、各申込先の機関に相談						

外部専門家を活用した PDCA サイクルによる校内支援会の活性化



2 通級による指導担当教員等専門性充実事業

趣旨	対象	事業実施時期等※2	申込先	提出書類等
通級による指導の充実を目指し、実施校の担当者間のネットワークの構築を図るとともに、専門家チーム員等の派遣による助言により、担当教員等の専門性の向上を図る。 ・通級による指導に関する理解のための校内研修の実施 ・対象児童生徒への指導に関する助言	通級による指導を実施している小・中学校	【実施期間】 5月下旬～3月上旬 【申込締切】 第1次 5月上旬 第2次 7月下旬 第3次 11月下旬	各教育事務所	<提出書類> ①申込書 ②個別の指導計画
	通級による指導を実施している高等学校、特別支援学校	【実施時期】 通年 随時受付	特別支援教育課	
	※2 実施期間外及び申込締切後に事業の実施を要する状況が生じた場合は、申込書提出先の各機関に相談			

3 特別支援学級等サポート事業／自閉症・情緒障害特別支援学級サポート事業

趣旨	対象	事業実施時期等※2	提出書類等
小・中学校の特別支援学級及び高等学校に在籍する特別な支援の必要な児童生徒に対する教育の指導方法、内容の工夫改善や課題の解決を図るため、県立特別支援学校教員や教育事務所指導主事が訪問し支援を行う。	5障害(知的、肢体不自由、病弱、視覚、聴覚)特別支援学級	実施時期 4月中旬～2月下旬 期間内随時受付	<提出書類> サポート事業申込書 <提出先> 支援を受けようとする特別支援学校
	自閉症・情緒障害特別支援学級	実施期間 5月下旬～3月上旬 申込締切 第1次 5月上旬 第2次 7月下旬	<提出書類> サポート事業申込書 <提出先> 各教育事務所
	※2 実施期間外及び申込締切後に事業の実施を要する状況が生じた場合は、申込書提出先の各機関に相談		

4 教育相談員派遣事業

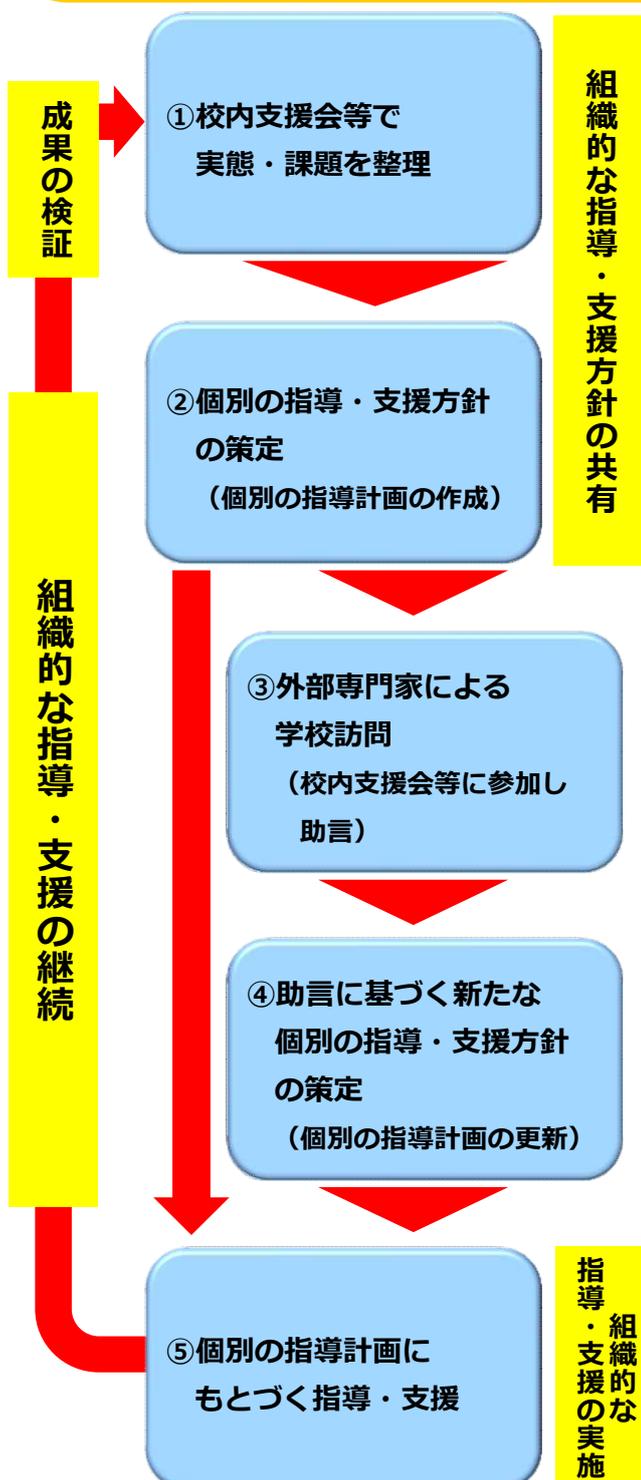
趣旨	対象	事業実施時期等	提出書類等
特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者に対し、教育、福祉、医療等の専門機関が連携した早期からの教育相談を実施し、適切な就学やその後の学びの場の柔軟な見直し、進路選択が円滑に行われるようにする。	特別な教育的支援を必要とする就学前及び小・中・高等学校に在籍する幼児児童生徒及びその保護者、関係者	実施時期 通年 随時受付	<提出書類> 教育相談申込票、申請書 <提出先> 特別支援学校、特別支援教育課

外部専門家を活用した支援体制充実事業

特別支援教育課

発達障害等により特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する組織的な指導・支援の充実へ向けて、保育所、幼稚園、小・中・高等学校における校内支援会などの指導・支援を検討する場に教育事務所指導主事や教育、医療、福祉等の外部専門家を派遣し支援する。

外部専門家も活用しつつ、PDCA サイクルにより 組織的な指導・支援を充実させるために



I 巡回相談員の派遣

(保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校)

○幼児児童生徒への効果的な指導・支援について検討する校内支援会等に、教育、医療、福祉等各分野の外部専門家※を派遣し、各専門家が有する知見にもとづく助言を提供する。

※教育、医療、福祉等各分野の外部専門家
特別支援学校教員、特別支援教育に関する専門性を有する退職教員等、医師、言語聴覚士、作業療法士、福祉機関職員等

申し込みに必要な書類等

- 申込用紙
- 個別の指導計画 等
(詳細は実施要項を確認ください)

II 校内支援会の実施に向けた支援

(市町村等教育委員会) ※高知市は対象外

○校内支援体制充実に向け、市町村(学校組合)教育委員会主催による特別支援教育学校コーディネーター及び特別支援教育支援員への研修を支援する。

申し込みに必要な書類等

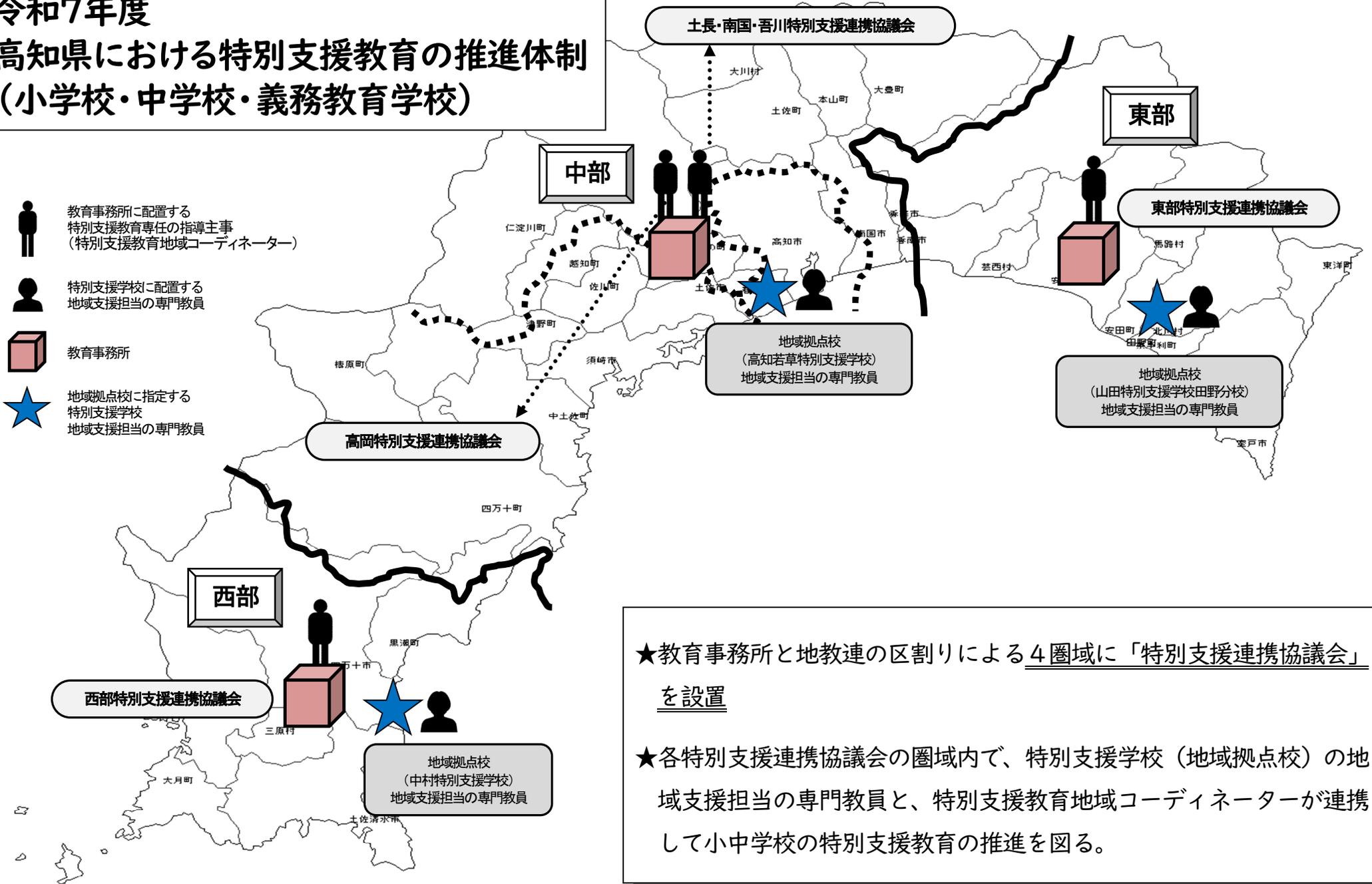
- 申込用紙

事業の活用や申込み等に関して不明な点等がありましたら、要項に記載された申込み先の教育事務所、特別支援学校まで問い合わせください。

Ⅲ 資料編

令和7年度 高知県における特別支援教育の推進体制 (小学校・中学校・義務教育学校)

-  教育事務所に配置する
特別支援教育専任の指導主事
(特別支援教育地域コーディネーター)
-  特別支援学校に配置する
地域支援担当の専門教員
-  教育事務所
-  地域拠点校に指定する
特別支援学校
地域支援担当の専門教員



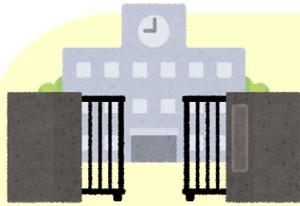
★教育事務所と地教連の区割りによる4圏域に「特別支援連携協議会」を設置

★各特別支援連携協議会の圏域内で、特別支援学校（地域拠点校）の地域支援担当の専門教員と、特別支援教育地域コーディネーターが連携して小中学校の特別支援教育の推進を図る。

特別支援教育に関する小・中学校等への支援体制

令和7年4月1日/特別支援教育課

県立特別支援学校



『特別支援学級等サポート事業』
『教育相談員派遣事業』

- ・市町村、学校への助言
- ・教育相談の実施
- ・特別支援学級等サポート事業の実施（自閉症・情緒障害以外の障害種特別支援学級）

各学校の入学区域、
障害区分を基本とした
特別支援学級への支援

県立特別支援学校
地域支援担当教員



地域拠点校

各教育事務所管轄区域
ごとの支援



地域支援担当の
専門教員

教育事務所



各教育事務所が行う学校支援

『通級による指導担当教員等専門性充実事業』
『自閉症・情緒障害特別支援学級サポート事業』

- ・市町村、学校への指導・助言
- ・通級による指導担当教員等専門性充実事業の実施
- ・特別支援学級等サポート事業の実施（自閉症・情緒障害特別支援学級）

各教育事務所管轄区域における
通常の学級
通級指導教室
自閉症・情緒障害特別支援学級
等への支援



特別支援教育
地域コーディネーター
(教育事務所指導主事)

『外部専門家を活用した支援体制充実事業』

各教育事務所管轄区域における通常の学級への支援

専門性を有するメンバーによる巡回相談チーム※

※メンバーは依頼内容に応じて特別支援教育地域コーディネーターが編成



子どもへの指導
や支援について
助言が欲しい…

学校からの要請内容に
応じて支援を依頼

支援の要請



市町村等教育委員会

小・中学校等

県立特別支援学校の障害種別を超えた地域支援の体制について

令和7年4月1日／特別支援教育課

県立特別支援学校は、特別支援教育のセンター的役割を果たす際、各県立特別支援学校が対応する障害種別を超えて地域の保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対する支援を行います。

各特別支援学校が対応する障害種別に関する支援を基本としますが、県立特別支援学校全体で小、中、高等学校等への柔軟な支援体制を充実させるため、自校の障害種別以外の障害種についてもセンター的機能を果たします。



各特別支援学校にはその学校の障害種別以外の障害に関する専門性のある教員がいる場合もあります

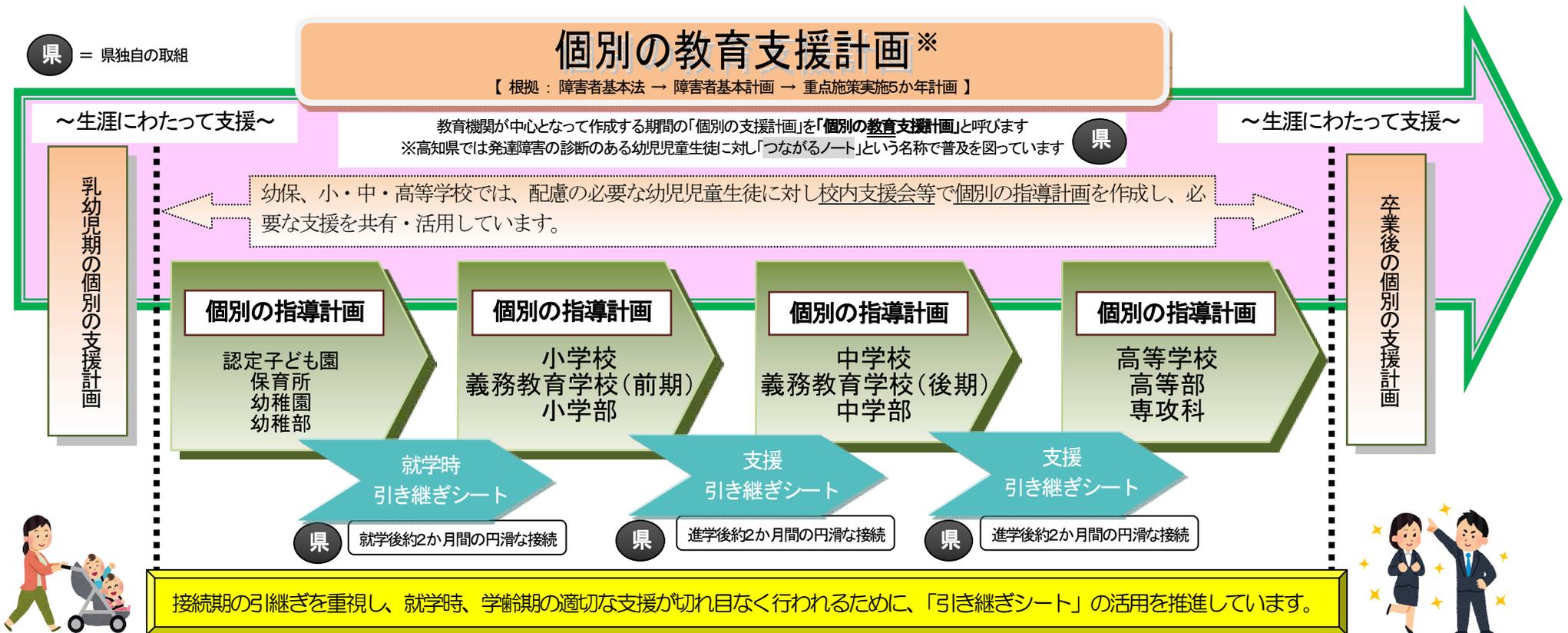
例えばこのようなケースが考えられます



- 【特別支援学校のセンター的機能の例】
- ① 小・中学校・高等学校等の教員への支援機能
 - ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
 - ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
 - ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
 - ⑤ 小・中学校・高等学校等の教員に対する研修協力機能
 - ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

※ 囲みは地域支援拠点校となっています。

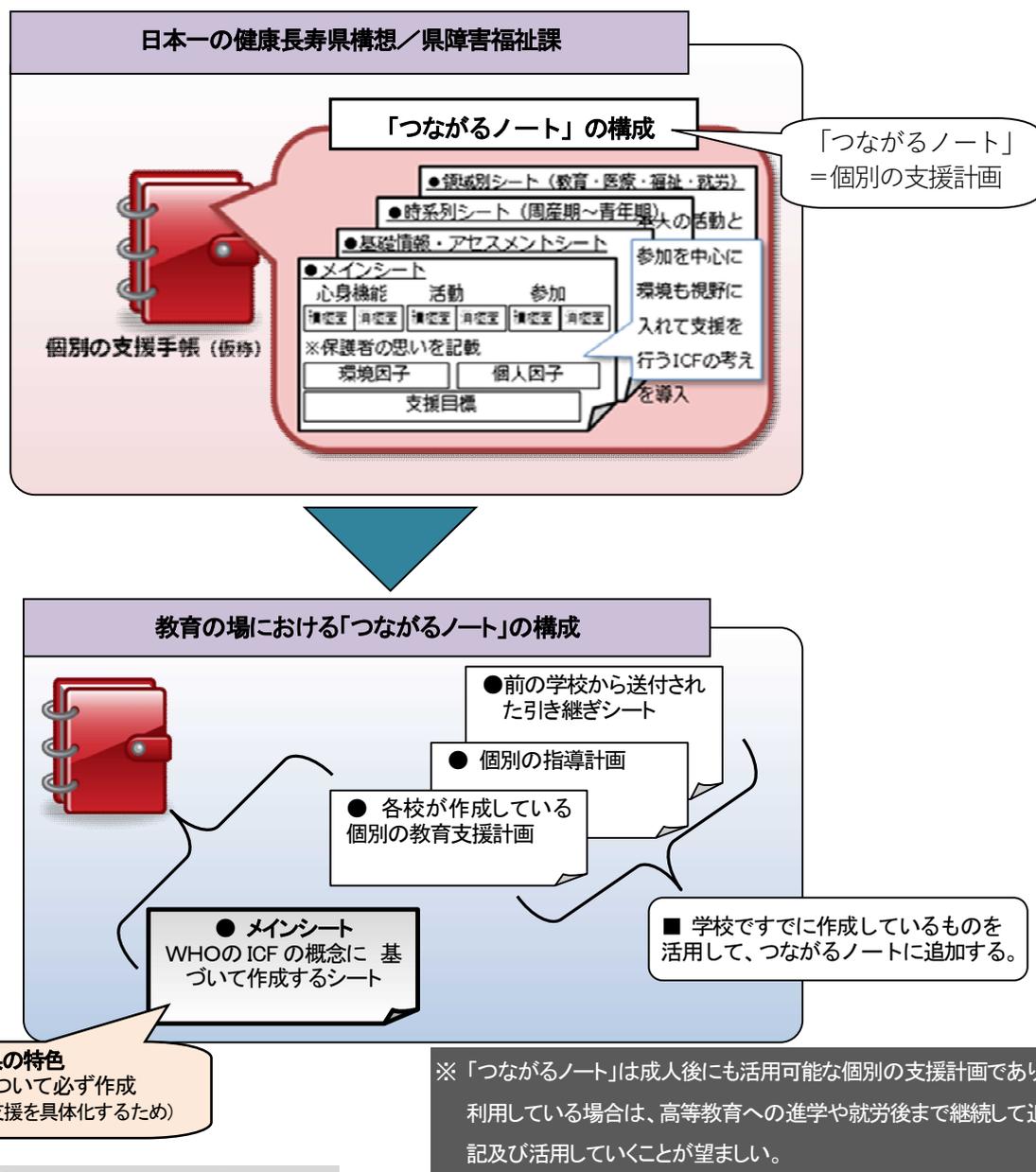
個別の教育支援計画、個別の指導計画、引き継ぎシートの推進について



個別の支援計画	●「個別の支援計画」とは、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、障害のある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画です。高知県では「日本一の健康長寿県構想」の一環として、平成25年度から、発達障害の診断のある幼児児童生徒に対し「個別の(教育)支援計画」を「つながるノート」という名称でその普及と活用を促進しています。
個別の教育支援計画	●「個別の支援計画」を、学校や教育機関が中心になって策定する場合には「個別の教育支援計画」と呼んでいます。つまり、「個別の教育支援計画」は「個別の支援計画」に含まれるものであり、「個別の支援計画」を教育機関が中心になって策定する場合の呼称であるとの理解が大切です。
個別の指導計画	児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画です。
就学時引き継ぎシート 支援引き継ぎシート	高知県教育委員会では、発達障害の診断がある場合はもちろん、診断がない児童生徒についても、指導や支援を校種間で確実に引継ぐ仕組みを構築し、この「就学時引き継ぎシート」(幼保)、「支援引き継ぎシート」(小中高)の活用を推進しています。このシートは指導・支援内容の確実な引継ぎと、就学または進学後約2か月間の円滑な学校生活につなげることを目的に作成するものです。その後は必要に応じて就学先または進学先の学校において個別の指導計画等を作成して校内での支援を継続します。

教育における「つながるノート」の普及に向けた取組

特別支援教育課



1 高知県における「つながるノート」導入の目的

○発達障害の診断のある幼児児童生徒について、その保護者に「つながるノート」を配布し、保護者が関係機関へ提示、記入してもらうことで、関係機関が支援内容を共有することを目的に導入。これにより、確実な引継ぎや保護者の負担軽減、関係機関と保護者の良好な関係づくりなどの効果が期待できる。

2 配布の対象

○発達障害の診断または疑い*のある人のうち、保護者が市町村の窓口で手帳の配布を申し出た者。
 ※疑いとは医師により疑いがあると判断された人

3 普及に向けた学校の役割

○小中学校、高等学校は、在籍している児童生徒について、保護者から「つながるノート」を活用した支援の申し出があった場合、学校コーディネーターが中心となってメインシートの作成を行い、支援会を開催する。

○県立特別支援学校は、小中学校等がメインシートを作成する際には要請に応じ、センター的機能を発揮して支援を行う。

認定講習の受講に関する Q&A

特支免許に関する科目の



県教育委員会は平成25年度から、県立特別支援学校に勤務する教員について、特別支援学校教諭免許状の保有率向上に取り組んでいます。

また、小中学校等の特別支援学級や通級による指導担当教員、特別支援教育学校コーディネーターに対しても、専門性の向上を図るため、認定講習の受講を推進しています。

1 特別支援学校で臨時教員をしており、特別支援学校での採用をめざしています。認定講習を受講することができますか？



認定講習を受講することは可能です。



本県においては、特別支援学校教諭の採用審査は、特別支援学校教諭の普通免許状の保有（もしくは受審年度末までに取得見込）が受審要件となっています。

そのため、特別支援学校の教員になることを目指している臨時的任用教員は、県の認定講習と併せて、他の都道府県教育委員会、大学が実施する認定講習、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する免許法認定通信教育、放送大学の活用を積極的に検討してください。

なお、県認定講習による免許状取得については、必要単位数に合わせて、当該校種の学校における勤務経験3年が必要となっていますので、注意が必要です。

2 小学校の通常の学級の担任をしています。専門性向上のため特別支援学校教諭免許状を取得するため認定講習で単位を修得中です。これまでに修得した単位はどのようになりますか？



すでに修得した単位については、今後も有効です。上記取扱いの関係上、認定講習の定員に空きがあるときに限られますが、継続して単位修得を目指してください。なお、単位に関する詳細は、高知県教育委員会 教職員・福利課（☎ 088-821-4903）までお問い合わせください。

3 認定講習の他に、学校に勤務しながら単位を修得する方法はありませんか？

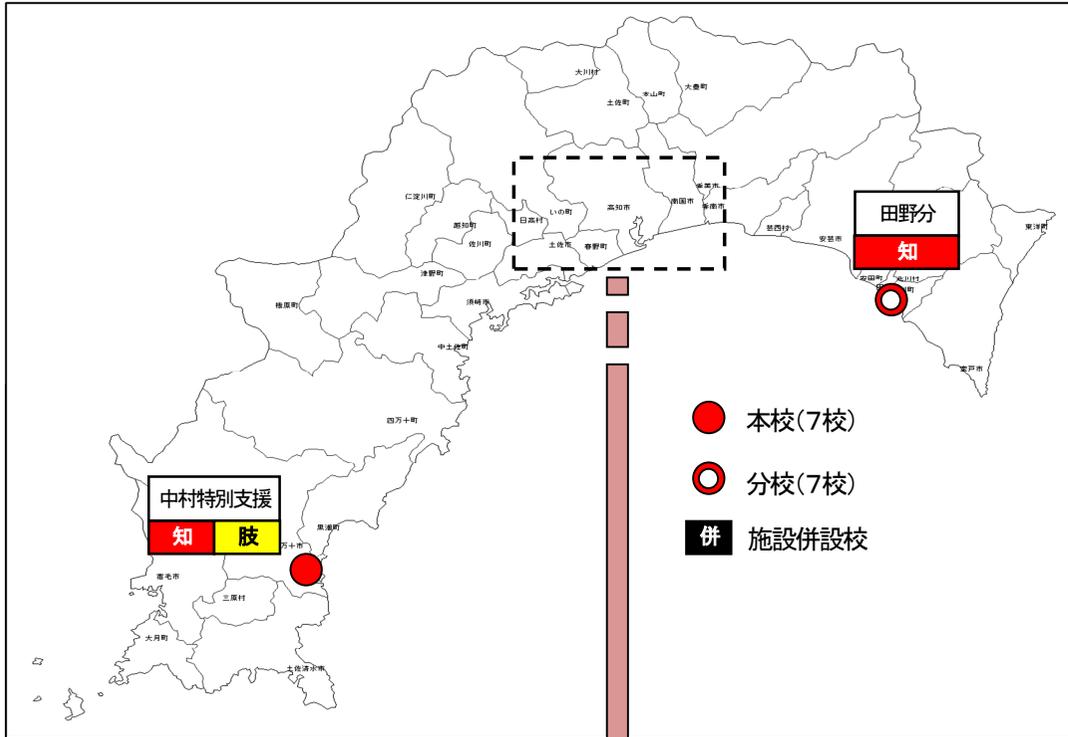


国立特別支援教育総合研究所（特総研）が実施する、インターネットによる免許法認定通信教育でも、単位修得が可能です。実施科目や受講募集に関する詳細は、特総研『免許法認定通信教育総合情報サイト』で確認ください。（<http://forum.nise.go.jp/tsushin/>）

県立特別支援学校の設置状況

対応する障害種別・施設併設の状況

令和7年4月1日／特別支援教育



県内特別支援学校一覧 (令和7年度)

障害種別	設置者	学校名	学校長名	所在地 (電話番号) (FAX 番号)	設置学部 (学科)	関連福祉 施設等	備考	
視覚障害	県	盲学校	中野 直喜	〒780-0926 高知市大膳町6番32号 TEL 088-823-8721 FAX 088-873-9643	幼、小、中 高(普通科、保健医療科) 高専(医療科)			
聴覚障害	県	高知ろう学校	山中 智子	〒780-0972 高知市中万々78番地 TEL 088-823-1640 FAX 088-823-1752	幼、小、中 高(普通科、産業技術科) 高専(産業技術科)			
知的 障 害	県	山田特別支援学校	高橋 信司	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1361番地 TEL 0887-52-2195 FAX 0887-52-0031	小、中、高(普通科)	知的障害児 施設 南海学園		
		田野分校		〒781-6410 安芸郡田野町1203-4 TEL 0887-38-8850 FAX 0887-38-2603	小、中、高(普通科)			
		日高特別支援学校	倉光 志保	〒781-2151 高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889-24-5306 FAX 0889-24-5308	小、中、高(普通科)			
		高知みかづき 分校		〒780-0972 高知市中万々88番地 TEL 088-823-2021 FAX 088-823-2034	高(普通科)			
	高知しんほんま ち分校	〒780-0062 高知市新本町2丁目13番51号 TEL 088-873-0088 FAX 088-855-5156		中、高(普通科)				
	市	高知市立 高知特別支援学校	清水 隆人	〒780-0945 高知市本宮町125番地 TEL 088-843-0579 FAX 088-840-9796	小、中、高(普通科)			
	国	高知大学教育学部 附属特別支援学校	佐藤 淳郎	〒780-8072 高知市曙町2丁目5番3号 TEL 088-844-8450 FAX 088-844-8458	小、中、高(普通科)			
私	特別支援学校 光の村土佐自然学園	藤崎 富美子	〒781-1154 土佐市新居2829 TEL 088-856-1069 FAX 088-828-6570	中、高(普通科) 専(普通科)	知的障害児 (者)施設 わかぎ寮 (たかぎ寮)			
肢体 不自由	知的 障害	県	中村特別支援学校	細木 秀紀	〒787-0010 四万十市古津賀3091 TEL 0880-34-1511 FAX 0880-34-1625	小、中、高(普通科)	知的障害児 施設 わかふじ寮	
肢 体 不 自 由	県	高知若草 特別支援学校 (本校)	濱口 君代	〒781-0303 高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088-894-5335 FAX 088-894-2965	小、中、高(普通科)			
		子鹿園分校		〒780-8081 高知市若草町10番26号 TEL 088-844-1837 FAX 088-844-6847	小、中、高(普通科)	療育福祉 センター		
		土佐希望の家 分校		〒783-0022 南国市小籠105 TEL 088-863-3882 FAX 088-863-5454	小、中、高(普通科)	土佐希望 の家 医療福祉 センター		
病 弱	県	高知江の口 特別支援学校 (本校)	北中 加乃	〒780-8031 高知市大原町120番地5 TEL 088-802-5577 FAX 088-802-5588	小、中、高(普通科)	高知県 心の教育 センター		
		高知大学 医学部 附属病院分校		〒783-0043 南国市岡豊町小蓮 TEL 088-866-8624 FAX 088-866-8625	小、中	高知大学 医学部 附属病院	病院内 設置	
肢 体 不 自 由	病 弱	県		国立高知 病院分校	〒780-8077 高知市朝倉西町1丁目2番25号 TEL 088-843-1819 FAX 088-844-6651	小、中、高(普通科)	重症心身 障害児施設 国立病院機 構高知病院	

県立特別支援学校(本校7校、分校7校/計14校)

共生社会政策シンボルマークについて

このシンボルマークは、国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を育てる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を表しています。

四つ葉のクローバーは「幸福」のシンボルであり、それぞれの葉は「生命」、「愛」、「夢」、「コミュニティー」を表しています。それを「人」をあらわす文字が四つ葉のクローバーを掌の中で大切に育んでいる姿を表現しています。

さらに、人が創る温かいコミュニティーを表すオレンジと幸せ・やすらぎを表す明るいグリーンを使用しました。

(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)のホームページより引用)